

「令和元年台風第19号」に関する支援について

令和元年10月10日から13日にかけて記録的な大雨、暴風等をもたらした「令和元年台風第19号」の被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

同台風が特定非常災害に指定されたことに伴い、日本司法支援センター（法テラス）では以下の支援を開始いたしました。

1 弁護士・司法書士による面談での「無料法律相談」

●対象

「令和元年台風第19号」に際し災害救助法が適用された災害発生市町村（特別区を含む）の区域に、令和元年10月10日において住所、営業所などがあった方

●内容

生活の再建に当たり必要な法律相談を無料で行います
不動産問題、金銭問題、相続問題など、民事に関する問題全般について相談できます

●相談回数

同一の問題についてのご利用は、一般法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助と合わせて、3回までとなります

※ ご利用については、最寄りの法テラスへご連絡ください

2 災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」

●対象

「令和元年台風第19号」の被害にあわれた方なら、どなたでも無料でご利用いただけます

●利用方法

おなやみレスキュー

① 電話でのお問合せ 被災者専用フリーダイヤル：0120-078309

（対応時間）平日：午前9時から午後9時まで 土曜日：午前9時から午後5時まで

※祝日・年末年始を除く

（利用料・通話料）0円

② 法テラスのホームページで確認

（専用ページタイトル「令和元年台風第19号に関する支援について」）

法テラスのホームページで「令和元年台風第19号」専用のQ&Aを公開しました

「よくあるお問合せとその答え」を集約しています

③ メールでのお問合せ

②の専用ページにある「メールによるお問合せ」からご利用いただけます